

令和 5 年 6 月 8 日現在

機関番号：32685

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K20581

研究課題名(和文) ケアの倫理から考える新たな安全保障研究の構築 武力紛争下の性暴力を事例に

研究課題名(英文) A new security study from an ethics of care perspective: focusing on wartime rape

研究代表者

土野 瑞穂 (TSUCHINO, MIZUHO)

明星大学・教育学部・准教授

研究者番号：10739048

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究により、30年以上にも渡って支援者や活動家、研究者らが元「慰安婦」女性たちに実践してきたきめ細かなケアの蓄積は、戦争を未然に防ぐことに主眼を置いて来た既存の安全保障研究が見過ごしてきた、暴力を「受けた」人々に対する長期的な応答・ケアの必要性を提示してきたことが明らかとなった。そして被害者を取り巻くローカルなジェンダーやセクシュアリティ、人種、民族、当該国家間の政治・経済をめぐる権力関係と、そしてこの問題に向き合う者と被害者との間にある関係性が、被害者たちの尊厳回復のための営みの具体的あり様を決定することもまた明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の社会的意義は、これまであまり関心を集めてこなかった被害者・支援者による尊厳回復のためのケア実践の調査を通じて、「尊厳の回復」とは何を意味するのか、その一端を明らかにしたことである。このことは、今日の紛争下で性暴力の被害に直面している人々に対する支援を考えるうえで実践的に貢献しうる知である。学術的意義については、被害者と支援者たちによる安全・安寧な生活を取り戻そうとする長年の試みから、「誰の/何のための安全保障か」という問いを見出し、ケアの倫理から考える新たな安全保障研究を構築したことである。

研究成果の概要(英文)：In this study, I uncovered that the care activities aimed at restoring the dignity of 'comfort women' survivors, carried out by their supporters, highlight the need for long-term care for rape survivors, which has been overlooked in previous security studies. Additionally, I argued that the effectiveness of these care activities in restoring the survivors' dignity is contingent upon power dynamics related to gender, sexuality, ethnicity, religion, and the global economic structure that encompasses the survivors. It is crucial to pay careful attention to the power dynamics between survivors and supporters in order to consider how care is provided to survivors.

研究分野：フェミニスト国際関係論

キーワード：安全保障 フェミニズム ケアの倫理 ジェンダー 性暴力 戦争 紛争

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

今日、武力紛争下における女性への性暴力は安全保障上の問題として認識されている。そのきっかけとなったのが、国連安全保障理事会（以下、安保理と略す）が、2000年に採択した決議1325号である。この決議は、現在も止むことのない武力紛争下における女性への性暴力の規制に着手するために、初めて「女性・平和・安全保障」を結び付け、「武力紛争下における女性への性暴力は国際安全保障問題である」と明記した画期的なものであった。

しかし武力紛争下における女性への性暴力は、その加害主体である軍隊・兵士に着目すれば、戦闘中のみ起こるわけではない。加害者は「敵の兵士」だけでなく、国連平和維持軍の隊員や駐留兵士など、「味方」であるはずの軍関係者であることもある。このことは、「誰のための安全保障か」という根本的な問いをもたらす。そもそも「安全保障」の名のもと、人を傷つけることを目的として行われる戦争で保障されるのは誰の安全なのか。

「誰のための安全保障か」を深く考察するにあたって参考になる理論が、フェミニストたちが発展させてきた「ケアの倫理」である。ケアの倫理の中核にあるのは、誰も他者の助けなしに人は生き延びることはできないという人間観である。だからこそ、岡野によれば、自分の傷やニーズに他者に応答してもらう必要がある（岡野 2015）。しかしそこにはケアする者とされる者の間に圧倒的な力の差が存在する。強者の立場にある者は弱い立場の者を傷つけやすい。それゆえ、「力をもつ者が、無力あるいは、自分より弱い他者に対して、いかに暴力に訴えないように振る舞うのか」（岡野 2015：210）という強い倫理が喚起される。ケアの倫理は、人間の傷つきやすさを前提とした信頼関係があるからこそ、平和に生きられることを私たちに教えてくれる理論である（岡野 2015）。

ケアの倫理から安全保障を考えることは、既存の安全保障概念が前提とする人間観を脱構築するものである。すなわち、トマス・ホップズの「万人の万人に対する闘争」にみる、人間関係を本質的に敵対的なものとみなし、それゆえ暴力行使を容認する考え方への挑戦である。ただ、安全保障概念の変化についていえば、1994年に国連開発計画が提起した「人間の安全保障」という考え方の登場はその大きな契機であった。人間の安全保障の焦点は、国家が統制する軍隊が主体となって国民の安全を守る国家安全保障よりも、人々にもたらす安全への脅威、例えば飢餓、疫病、環境破壊、移民などの問題である。「個人の暮らしの安寧」に着目した意義は大きい。安保理決議1325号と同様、人間の安全保障も「危機を未然に防ぐこと」に重点が置かれている。言い換えれば、暴力を含む脅威により被害を受けた「後」については、危機の予防ほどは関心が払われない。このことが、今日の安全保障問題・研究における大きな問題点である。

2. 研究の目的

以上の背景を踏まえ、本研究ではもともと安全が保障されにくい存在としての女性たちの中で、実際に性暴力被害を受けた女性たち、具体的には筆者がこれまで研究してきた日本軍「慰安婦」の被害者たちに焦点を当て、「一人ひとりの具体的な生の傷つきやすさの経験」（岡野 2015：245）に着目した。そして既存の安全保障概念に対するフェミニスト批判に関する文献研究と、武力紛争下における性暴力の事例として、元「慰安婦」女性たちが支援者とともに実践してきた尊厳回復のための営みに関する実証研究を行った。この作業を通じて、ケアの倫理から考える新たな安全保障研究の構築を試みた。

3. 研究の方法

上記の研究を実施するにあたって、具体的には次の3点に取り組んだ。

(1) 既存の安全保障に対するフェミニストたちによる批判の論点の調査

国際政治に個人の視点を持ち込んだのは、「人間の安全保障」が初めてではない。それより前からフェミニストたちは、「没人間的」な既存の国際政治・国際関係論に、個人の視点、特に女性の視点を取り込んできた（林 2007）。人間の安全保障概念の登場後は、フェミニストたちはこれを支持しつつも同時に批判を行ってきた（Tripp 2013）。そこで人間の安全保障の有効性と限界に関するフェミニスト国際政治・国際関係論の先行研究の議論を整理し、既存の安全保障に対するフェミニスト批判の論点を明らかにした。

(2) 武力紛争下における性暴力の事例として、元「慰安婦」女性たちが支援者とともに実践してきた尊厳回復のための営みに関する実態の解明

本調査では元「慰安婦」女性たちを支援してきた団体の活動内容を調査した。取り上げたのは、十分な資料が存在する韓国、フィリピン、台湾において活動してきた団体（日本に拠点を置く日本人の団体も含む）である。本調査では、法的責任の承認と国家補償を求める裁判闘争の支援よりも、被害者たちの日々の生活を支える活動に焦点を当てることで、「尊厳の回復」を日常生活の視点から捉えることを試みた。

(3) ケアの倫理から考える新たな安全保障研究構築のための理論研究

既存の安全保障に対するフェミニストたちからの批判に関する理論研究と、国家暴力の被害者として様々な支援を受けつつ、平和で安全な世界を創造する主体としても生き延びてきた女性たちの経験的事例を丹念に追う実証研究により、ケアの倫理から考える新たな安全保障研究構築のための理論研究を行った。

4. 研究成果

上述の3つの研究内容に即して成果を述べていく。

(1) 既存の安全保障に対するフェミニストたちによる批判の論点の調査

国際政治に個人の視点を持ち込んだ概念として広く知られている「人間の安全保障」について、それより前から個人の視点、特に女性の視点を取り込んできたフェミニスト国際関係論ではどのような批判的検討がなされてきたかを、性暴力の問題に焦点を当てて、文献調査を行った。調査から明らかになったことは以下の3点である。

一つ目は、「人間の安全保障」が女性を「特別な関心事」と位置づけていることである。紛争下における性暴力からの女性の保護はいうまでもなく必要であるが、同時に「保護すべき女性」は、そもそも暴力を下支えする権力構造であるジェンダーの再生産をもたらす危険性がある。

二点目は、「人間の安全保障」概念の広さ・曖昧さである。人間の安全保障アプローチでは、ある特定の脅威、すなわち主に途上国で生じる残虐性が際立っている問題が焦点化されやすく、その結果ジェンダーの要素が見落とされやすいという問題がある。

三つ目は、伝統的な安全保障が前提とする人間観が、「他者の助けを一切必要としない自律した人間」という、現実の生身の人間の姿からかけ離れていることである。すなわち、戦争を「防ぐ」ことに主眼を置く伝統的な安全保障は、実際に暴力を受けた被害者の存在は射程に入れておらず、「安全」が極めて狭い意味で認識されている。それゆえ、暴力の被害者に対するケアの必要性を説く「ケアの倫理」は、現実生きる人々の「安寧、安全、平和」という観点から「安全保障」を脱構築する変革的な理論であるといえる。

以上に加えて、近年紛争下の性暴力根絶に向けて積極的に取り組んでいる安保理の言説についてフェミニストたちの分析を整理したところ、次の2点が明らかとなった。

一つ目は、国連安全保障理事会を中心として「戦時下の女性への性暴力の根絶」というグローバルな規範が国際社会で遵守されつつある。そうした規範が女性たちの生命を守るために作用していることは、各国の動きや国際NGOの活動などをみれば明らかである。しかし文献調査の結果、この規範が、途上国、特にアフリカの女性たちを「野蛮な国で虐げられている女性」として位置づける、ジェンダー・人種に基づく抑圧構造を再生産してしまっている言説構造が明らかとなった。

二つ目は、紛争下における性暴力の安全保障化は、国際社会の正義が優先されてサバイバー個々人の正義が置き去りにされること、それと関連してレイプの文脈が単純化される問題を生じさせている状況が明らかとなった。

(2) 武力紛争下における性暴力の事例として、元「慰安婦」女性たちが支援者とともに実践してきた尊厳回復のための営みに関する実態の解明

当初の計画では、三か国で現地調査を行う予定だった。しかし新型コロナウイルスの流行により、文献調査を行うことで代替した。調査の結果、「ケアの倫理」から「慰安婦」問題を捉えたとき、公的な社会運動からは見えてこない、被害者の声や想い・行動、支援者たちとの相互依存性が浮かび上がってきた。そして3か国の調査の結果、共通事項として明らかとなったのは、裁判支援にとどまらない幅広いケア活動である。すなわち、被害者の裁判支援だけでなく日常的なケア活動、すなわち来日の際の日本人支援団体によるおもてなし、旅行、誕生日のお祝い、簡単な医療ケア、様子を見に行くといった日常的な訪問などを行うことで、当事者が生き延びやすくなり、声を挙げる体力・気力を取り戻すのを支援してきた。それは、被害者たちの本来の強さの回復や生きる希望につながっていったと考えられる。しかし被害者たちの安全を求める声は、すぐさま、そのまま支援者たちに届けられたわけではない。1990年代に生じた元「慰安婦」女性たちの告発は、被害をとりまく文脈や関係性が変わるのに半世紀以上要したことを意味することからわかるように、支援者たちは常に被害者の声を聞くための理論と方法論を構築してきた。

それゆえケア活動は、国際社会・国家・地域社会・家族という重層的な権力構造の中で生きる被害者たちの置かれた状況によって異なっていた。被害者の生は、「慰安婦」をめぐる国家間関係、社会・家族関係、さらには個々人の受けた傷や「慰安婦」を生み出した構造的要因としての植民地支配・侵略といった文脈の中で異なる様相を見せていた。ただいずれの被害者も抱える傷の長期的影響は甚大である。とりわけ社会的孤立を強いられてきた被害者にとって、支援者たちによる日常的な支援は、高齢化した被害者たちをさらなる孤立から防ぐ役割を果たしてきたといえる。

「慰安婦」問題をめぐって裁判闘争やデモが目撃される中で、こうした日常の生活に根差した

支援活動は不可視化されてきた。傷ついた他者や力を奪われた他者への気遣いは公的に論じられてこなかったという、ケアの性質（ケア活動＝女性の労働）が、「慰安婦」問題にも見いだせる。つまり「慰安婦」問題解決運動においても、ケア活動は私事化されてきたのである。

（3）ケアの倫理から考える新たな安全保障研究構築のための理論研究

伝統的な安全保障観をケアの倫理から批判的に考察してきた岡野は、ケアの倫理は、戦争を「防ぐ」ことに主眼を置く伝統的な安全保障と異なり、暴力を未然に防ぐだけでなく、暴力を「受けた」人々に対する応答・ケアの必要性を喚起していると論じる（岡野 2015: 215）。30年以上にも渡って支援者や活動家、研究者らが元「慰安婦」女性たち実践してきたきめ細かなケアの蓄積は、まさにこの点、すなわち暴力を「受けた」人々に対する長期的な応答・ケアの必要性を提示してきたといえる。そして被害者を取り巻くローカルなジェンダーやセクシュアリティ、人種、民族、当該国家間の政治・経済をめぐる権力関係と、そしてこの問題に向き合う者と被害者との間にある関係性が、被害者たちの尊厳回復のための営みの具体的あり様を決定するという点もまた提示してきた。

本研究で明らかにした、日本軍「慰安婦」問題解決運動において長年にわたり展開されてきたケア活動は、既存の安全保障研究あるいは現実の政策において置き去りにされてきた紛争下におけるレイプサバイバーの尊厳の回復とは何かを考えるにあたって、広く共有されるべき貴重な事例だと考える。国際安全保障上の課題として言及される「紛争下におけるレイプ」の事例として研究書で取り上げられるのは主に旧ユーゴスラヴィア紛争とコンゴ民主共和国での紛争のケースであり、アジアの、中でも日本に関わる事例の場合、「南京レイプ」に留まることが多い。このことは、「紛争下におけるレイプ」が「北」の「ヨーロッパ」のケースないしは「南」の「途上国」の国々に焦点化されがちであるとも考えられ得る。アジアの女性たちを中心とした日本軍「慰安婦」問題の解決を求める運動の蓄積は、紛争下におけるレイプの根絶をめぐるそうした偏りに一石を投じるものである。そのことは、紛争下におけるレイプの根絶という国際社会の正義の追求と並行して、サバイバー個々人の尊厳の回復とは何でありどのようにして実現されるべきなのかという具体的な議論を、関係当事国間だけでなく国際社会に拓いていくことを意味している。

<引用文献>

- 岡野八代 2015 『戦争に抗する ケアの倫理と平和の構想』岩波書店。
- 林奈津子 2007 「書評論文 国際政治学におけるジェンダー研究--アメリカの研究動向を中心として」お茶の水女子大学ジェンダー研究センター 『ジェンダー研究』第10号、pp.99-110。
- Tripp, Aili Mari. 2013. Retheorizing Human Security thought a Gender Lens. In *Toward a Gender Perspective on Human Security. Gender, Violence, and Human Security: Critical Feminist Perspective*, edited by Tripp, Aili Mari, Myra Marx Ferree, and Christina Ewig. New York: New York University Press.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

| | |
|--|-------------------------|
| 1. 著者名 土野瑞穂 | 4. 巻 20 |
| 2. 論文標題 紛争下におけるレイブの安全保障化から考える日本軍「慰安婦」問題 | 5. 発行年 2022年 |
| 3. 雑誌名 女性・戦争・人権 | 6. 最初と最後の頁 28-41 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |
| 1. 著者名 土野瑞穂 | 4. 巻 (18) |
| 2. 論文標題 映画『葦の歌』を観て 全身に刻み込まれた日本軍「慰安婦」被害の傷と「癒し」 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 女性・戦争・人権 | 6. 最初と最後の頁 130 - 135 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |
| 1. 著者名 土野瑞穂 | 4. 巻 24(6) |
| 2. 論文標題 なぜ「人間の安全保障」にジェンダーの視点が必要なのか? : 軍隊による女性への性暴力から考える (特集「人間の安全保障」とジェンダー再考) | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 学術の動向 | 6. 最初と最後の頁 36-40 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.5363/tits.24.6_36 | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |
| 1. 著者名 土野瑞穂 | 4. 巻 22 |
| 2. 論文標題 <書評> 上野千鶴子・蘭信三・平井和子編 『戦争と性暴力の比較史へ向けて』 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 ジェンダー研究 | 6. 最初と最後の頁 205-207 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 3件 / うち国際学会 0件）

| |
|--|
| 1. 発表者名 土野瑞穂 |
| 2. 発表標題 ロシア軍のウクライナ侵攻における「紛争に関連する性的暴力」 その意図と根絶に向けた課題 |
| 3. 学会等名 日本平和委員会オンライン学習会 「ロシアによるウクライナ侵略開始から1年侵略を止めるために私たちは何を？」（招待講演） |
| 4. 発表年 2023年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 土野瑞穂 |
| 2. 発表標題 岡野八代『戦争に抗する ケアの倫理と平和の構想』岩波書店、2015年 |
| 3. 学会等名 国際ジェンダー学会「開発とジェンダー」分科会 2021年度第1回定例会「ケアの倫理と国際関係」読書会 |
| 4. 発表年 2021年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 土野瑞穂 |
| 2. 発表標題 紛争下におけるレイプの安全保障化から考える日本軍「慰安婦」問題 |
| 3. 学会等名 「女性・戦争・人権」学会2020年度年次大会 |
| 4. 発表年 2020年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 土野瑞穂 |
| 2. 発表標題 紛争下における 性暴力 の安全保障化 インターセクショナリティの視点から考えるその意義と課題 |
| 3. 学会等名 日本平和学会2020年度秋季研究集会 |
| 4. 発表年 2020年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 土野瑞穂 |
| 2. 発表標題 日本軍「慰安婦」問題とジェンダー |
| 3. 学会等名 立命館大学コリア研究センター・立命館大学東アジア平和協力研究センター共催 日・韓共同学会議「現代の日韓関係をめぐる課題」 (招待講演) |
| 4. 発表年 2020年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 土野瑞穂 |
| 2. 発表標題 ジェンダーと「人間の安全保障」 軍隊による女性への性暴力から考える |
| 3. 学会等名 中央大学2019年度第1回社会学コロキウム(招待講演) |
| 4. 発表年 2019年 |

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
| | | |

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
| | |